

# 1. 環境基本計画(2011～2021)について

## (1) 環境基本計画(2011～2021)策定の経緯

本市では、1996年(平成8年)に「環境基本条例」を制定し、この中で示される基本方針などを施策レベルで展開するため、1998年(平成10年)8月に「環境基本計画」を策定し、その後、新しい課題への対応を図るため、2003年(平成15年)3月に環境基本計画の改定を行いました。

環境基本計画の改定後も、地球温暖化問題や生物多様性の保全など、新たな動きが生じている中で、本市においても総合的な環境施策の推進を図ってきましたが、2010年度(平成22年度)をもって計画期間が終了したため、2011年度(平成23年度)からの新しい「環境基本計画(2011～2021)」を策定しました。

本計画では、自然環境の保全・再生、低炭素社会の構築や循環型社会の形成などにより、横須賀の環境を魅力あるものとして、次世代を担う子供たちに引き継ぐため、市民、事業者、市、それぞれの役割分担や協働により、さまざまな取り組みを推進していくこととしています。

なお、本計画の策定にあたっては、横須賀市環境審議会、横須賀市議会、市長と話す車座会議やアンケート、パブリック・コメント手続きなどにより、多くの方々からご意見をお伺いしています。

## (2) 計画の性格と役割

本計画は、横須賀市の都市像である「国際海の手文化都市」の実現を目指し、「横須賀市基本構想」に示される様々な施策の方向を「環境」の分野から支援する計画です。

また、長期的・総合的観点から、環境に係る各種分野別計画との連携・調整を図るとともに、各種施策および事業に横断的に対応し、市民・事業者とのパートナーシップを形成しながら、基本理念の実現に向けて行動することにより、総合計画の着実な進展を環境面から実現する役割を担います。

なお、本計画では、「みどり」や「廃棄物」などの個別の分野に関する計画を分野別計画として位置付け、本計画と一体となって施策を推進することとで、全体的な環境行政の推進を図ることとしています。

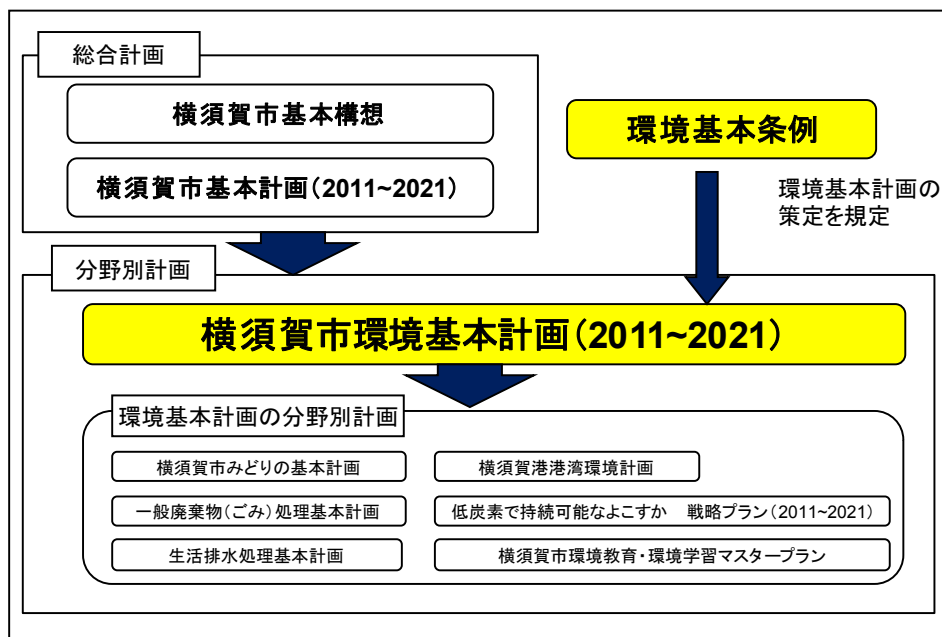


図 1 - 1 環境基本計画の位置づけ

### (3) 計画の期間

計画の期間は2011年度(平成23年度)から2021年度(平成33年度)までです。

ただし、本計画と関連の深い「横須賀市みどりの基本計画」の目標年度2015年度(平成27年度)が中間年にあたるため、これに合わせて見直しを図ることとしています。

### (4) 計画の構成と概要

- 長期的展望にたち、総合計画に掲げる都市像を踏まえ、環境基本条例の基本理念実現のための望ましい環境像(以下、「環境像」という。)を設定しました。
- 環境像の達成に向けた全体的な目標として、本計画に「基本目標」を設定しました。
- 「基本目標」を達成するため、分野ごとに施策展開を図る方向性として「施策の分野」を設定し、それぞれに「施策の目標」および「指標」、「施策の項目」、「施策の方向」を示すとともに(全市計画)、本市を構成する各地域において重点的に取り組むべき「施策の方向」を明らかにし(地域別計画)、総合的・計画的に推進を図ることとしています。
- 「横須賀市みどりの基本計画」、「横須賀港港湾環境計画」などを本計画の分野別計画として位置付け、これらの計画を中心として施策展開を図るとともに、その他の関連計画との連携・調整を図ることとしています。
- 市民や事業者のニーズに合ったシンボリックな事業として、リーディングプロジェクトを掲げています。各プロジェクトは、関連する各種事業の役割分担を明確にし、大きな流れを生み出す独自性のあるものとしています。
- パートナーシップによるまちづくりの観点から、市民、事業者、市に求められる役割を明らかにし、三者の協働のもと、計画の推進を図ることとしています。
- 市域の自然・社会特性を踏まえ、環境面での横須賀らしさを創造するものとしています。

### (5) 計画の進行管理

環境基本計画(2011～2021)は、環境基本条例第11条に基づき、環境の状況および環境基本計画に基づき実施された施策の実施状況を明らかにするため、計画の進行管理を行い、年次報告書を作成・公表します。

計画の進行管理にあたっては、横須賀市環境審議会および環境総合政策会議において、計画の進捗を把握するとともに、推進に関する意見を求め、計画の点検・評価を行います。

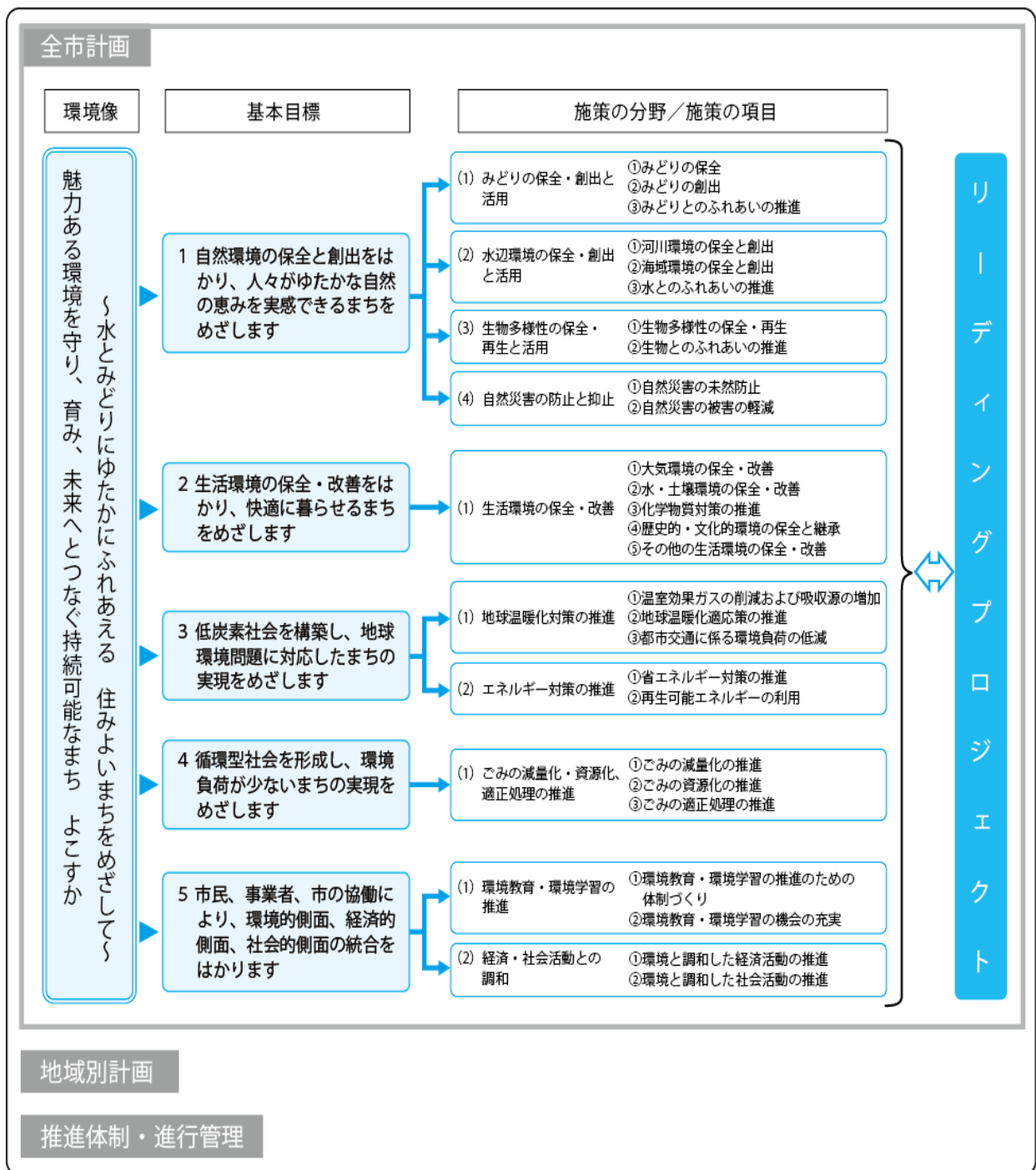


図 1 - 2 環境基本計画の体系